

相続を考える(1)

富山短期大学名誉教授 川中清司

前に改正税法について書いたところ、相続税や相続についてたくさんのお問い合わせをいただいた。以前にも本誌で「相続税ノート」を一回シリーズで書いたが、さらに新しい視点で取り上げてみたい。

●課税対象者が増加

今度の税改正で相続税は、二五七〇億円の増収が見込まれる。課税対象者が今まで一〇〇人当たり四人だったのが、六人以上はかかるようになる。親が家一軒残せば、都内なら七〇〇〇万円、地方でも四〇五〇〇万円ぐらいにはなる。老人の預金は一〇〇

〇万円以上がざらにあり、合わせてざっと五〇〇〇万円以上の遺産になる。改正後は基礎控除が五〇〇〇万円から三〇〇〇万円に削られ、相続人一人当たりの控除も一〇〇〇万円から六〇〇万円に減らされた。相続人が二人なら、基礎控除の合計は今までの七〇〇〇万円から四二〇〇万円に下がった。その控除を超える分が、課税の対象になる。税率も上がり課税価額で六億円超の部分が五〇%から

五五%に上がった。これらは平成二七年一月一日から適用される。

●家庭用資産も課税財産

相続税のかかる財産は、被相続人が死亡の日に所有していた現金・預金、株式・公社債などの有価証券や、土地・建物の不動産など、事業用から家庭用まで一切の財産が含まれる。書画骨董はもちろん、家庭用の資産も時価で評価される。相続開始以前の三年以内

に法定相続人に贈与した財産も対象となる。自宅や事業用の土地など、生活に不可欠な宅地については、評価額の減額を受ける

の特例がある。「特定居住用宅地」は三三〇平方メートルまでは通常の評価額から八〇%まで、事業をしている場合の「特定事業用宅地」は四〇〇平方メートルまでは、八〇%まで減額される。そのためには相続税の申告期限までに、特例の適用を受ける宅地の「遺産分

割」をすませておく必要がある。

●家族名義の預金

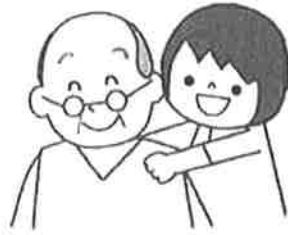
紛らわしいのは、家族名義の預金だ。高齢者はもらった年金をそのまま預金に残すケースも多い。贈与税の基礎控除は一年に一一〇万円、それ以内なら贈与税はからない。これを利用して毎年それ以内の預金の名義を妻や子に付け替える人も多い。しかし名義だけでなく印鑑も通帳も本人に管理させるなど贈与事実の裏付けが求められる。さもないと贈与は認められず、相続財産となるので注意が必要だ。

●学資贈与の非課税

今度の税改正では、祖父母から子・孫への教育資金の一括贈与が、一五〇〇万円まで贈与税が非課税となった。教育費は保育園などの入園費や学用品の購入、修学旅行費や学校以外の塾などの月謝も含まれる。贈与の期間は、二五年四月一日から二七年一月三十一日まで。手続きは、金融機関で「教育預金口座」を開設して、「教育資

相続税	改正前	改正後
基礎控除		
A 全体	5,000 万円	3,000 万円
B 相続人一人当たり	1,000 万円	600 万円
税率 (最高)	50%	55%

「金非課税申告書」を税務署長に提出する。口座から教育資金を払い出した場合は、領収書など教育資金の支出を証明する書類を提出する。受贈者が死亡したときや三〇歳に達したときは、この口座契約は終了し、残額があれば贈与税の申告をする。



●みなし相続財産の保険金

被相続人の死亡によって支払われる生命保険金や退職金は、本来の被相続人の財産ではない。だが相続税の計算上では相続財産としてカウントされる、いわゆる「みなし相続財産」となる。

みなし財産には、日本の保険業法の免許を受けていない外国の保険業者と締結した生命保険契約や、損害保険契約による保険金も含まれる。

ただし、これらに対しては、次

のような非課税の枠がある。

●死亡保険金

被相続人の死亡保険金を受け取ったときは、次の額が非課税となる。非課税枠＝五〇〇万円×法定相続人の数。例えば相続人が三人なら、五〇〇万円×三人＝一五〇〇万円。

●死亡退職金

死亡退職金は、会社の規定などで死亡した社員の遺族が生活に困らないように、遺族に対して支給されるもので、相続財産には含まれず遺産分割の対象にもならない。しかし、他の相続人との間で不公平となる場合もあり、「特別受益」と判断される可能性もある。相続税では、被相続人が亡くなって勤務先から支払われた退職金や功労金は、次の額が非課税となる。非課税枠＝五〇〇万円×法定相続人の数。

●弔慰金は非課税

花輪や香典は、社会的な儀礼として、遺族に差し出すものなので非課税となる。弔慰金は、業務上の死亡の場合は賞与を除く給与の三分分まで、業務上以外の死亡では半年分までが非課税となる。

●祭祀具や公共寄附は非課税

お墓や仏壇、位牌、仏具、神棚

など、日常的に礼拝に使用されているものは、相続税の対象とならない「非課税の財産」となる。祖先を祀る習慣を尊重する意味合いからだ。ただし、税務調査で数百万円の純金の仏具を買ったことが分かり、信仰用の常識を超えたもので、課税の対象となった例もある。骨董としての価値のあるものは課税の対象となる。

また、相続した財産を申告期限までに、国や地方公共団体、学校や社会公益性の高い公益法人に対して寄附した場合も相続税はかからない。ただし、申告書に非課税の適用を受ける旨の記載や明細書の添付が必要だ。

〈葬儀費用になるもの〉

- ① 葬儀や送葬に際し、または前に、埋葬、火葬、納骨、遺骨の回送などに要した費用
- ② 葬儀に際し施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当と認められるものに要した費用
- ③ 葬儀の前後に要した費用で、通常葬儀に伴うものと認められるもの
- ④ 死体の搜索、死体や遺骨の運搬に要した費用

〈葬儀費用にならないもの〉

- ① 香典返しに費用
- ② 仏壇や墓碑、墓地の購入費ならびに墓地借入料
- ③ 各種の法要に要した費用
- ④ 解剖など医学上、裁判上の特別の処置に要した費用

●借金も相続財産

借金や住宅ローン、入院費用の未払い、個人企業の買掛金や手形など、マイナスの財産も相続の対象となる。

相続税では相続財産から差し引いて申告する。保証債務も相続する。つまり、亡くなった人（被相続人）が保証人になっていた場合、相続人はその保証債務を引き継ぐことになる。なりたくなければ、相続放棄の手続きが必要で、相続開始を知った日から三カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申し出なければならぬ。

保証債務は、相続税の申告で債務控除はできない。主たる債務者が、弁済不能の状態でも保証人が弁済を迫られ、求償権も行使できない場合は控除できる。

●葬儀費用の範囲

相続税の課税価格を計算するときに、葬儀の費用は相続財産から



差し引かれる。だが実際には、どこまでが葬儀費用なのか判断に迷うことも多い。会葬者に食事や酒を出して振舞った、会葬御礼として品物を贈った香典のお返しに、お茶や商品券などを渡したなど、地域によっていろいろな習慣もある。これらはどこまでが葬儀費用になるのだろうか。

相続税の通達（相基通一四一三）で葬儀費用として認められるのは、「葬儀に際して施与した金品」と、「葬儀の前後に要した費用で通常葬儀に伴うもの」となっている。香典返しや墓の購入費は認めていない。

実際には支出した内容によって解釈に微妙な部分もでてくる。葬儀社への支払い、世話人への心付け、僧侶のお礼などは当然に費用となる。告別式の日に初七日を含めて行う場合も多い。葬儀の当日、骨揚げを迎えて親戚、縁者に忌み

明けの賄い接待をしてしまう。お膳には精進を明けた魚料理もつける。遠方から来てくれた人に、また来てもらう雑作を避けるためもある。

この費用はどうだろう。告別式が主体で会葬者の便宜上、初七日を兼ねるのだから葬儀費用とみてもよからう。

お寺に納める戒名や法名の志納金はどうか。釈○院のように「院号」が付くと高くなるが、これも故人に贈る葬儀費用として認められよう。僧侶の回向も、故人が目を落とした当日の枕経から葬儀当日の導師、さらに宗旨によっては、初七日まで毎日読経に来てくれるものもある。これを一緒にして出すお布施も費用に認めたい。しかし「永代経」は数十万円から数百万円までいろいろで、葬儀以後の回向代の性格が強いので費用にはならない。

